

指名停止措置簿

1 指名停止を受けた建設業者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
有限会社有澤建設工業	代表取締役 有澤 直樹	高知県知事許可 (特-2) 第 4714 号	高岡郡中土佐町久礼 2258-3

2 指名停止の内容

指名停止期間	令和7年10月31日から令和8年1月30日まで (3月)
指名停止の理由	<p>有限会社有澤建設工業は、高知県（須崎土木事務所）発注の「6災第3号 県道久礼須崎線道路災害復旧工事」について、同法第7条第2号規定の、営業所の専任技術者（現行法では「営業所技術者」と呼称するが、本件は法改正前の事例に当たるため、旧法の呼称である「営業所の専任技術者」を用いる。）を主任技術者として配置したことが、建設業法第7条第2号及び同法第26条第3項の規定に違反し、同法第28条第1項に該当するとして、指示処分を受けたため。</p> <p>※該当条項</p> <p>高知県建設工事等指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第19号（県発注工事に関する建設業法違反）に該当</p> <p>同要綱の取扱いの別表第2関係5の1（県発注工事に関する建設業法違反）に該当</p>